

## 住宅用火災警報器の 設置率等の調査結果 (平成30年6月1日時点)

予防課

### 1 調査結果の概要

消防庁では、消防法により設置が義務付けられている住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置率等について、平成30年6月1日時点の調査結果をとりまとめました。

**設置率 81.6%**

(参考：平成28年6月1日時点 81.7%)

**条例適合率 66.5%**

(参考：平成29年6月1日時点 66.4%)

※ 「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯（自動火災報知設備等の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。）の全世帯に占める割合です。

※ 「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯（同上）の全世帯に占める割合です。

### 2 都道府県別に見る住警器の設置率等

都道府県別に見ると、福井県の設置率（95.1%）と条例適合率（85.7%）が最も高い一方で、沖縄県の設置率（58.1%）と条例適合率（44.4%）が最も低くなっています（表参照）。

### 3 傾向と今後の取組

我が国における住宅火災件数及び住宅火災による死者数は、新築住宅に対する住警器の設置義務化がスタートした平成18年以降減少傾向にあるなど、住警器の普及促進を始めとした住宅防火対策に一定の効果が現れていると考えられます（グラフ参照）。

一方で、全国的に見ると住警器未設置世帯が約2割あり、条例適合率が極めて低い地域も見られることから、住宅火災による被害を受ける危険性が高い高齢者世帯をはじめ、未設置世帯等に早期に住警器が設置されるよう、消防庁においても、介護福祉団体、住宅関係団体、マスメディアなどの多様な主体と連携した取組を進めているところです。

平成27年9月に改正した住宅用火災警報器設置対策基本方針では、①住警器の維持管理に関する広報の強化、②高齢者世帯への設置の働きかけ、③条例適合率の改善に向けた取組を新たに位置付けましたが、今後も引き続き、消防庁、各消防本部、関係団体等が連携し、改正基本方針に基づく各種の取組を強力に推進していくことが重要です。

また、新築住宅に対する住警器の設置義務化から10年が経過し、今後住警器の電池切れや電子部品の劣化等による故障が増えるものと想定されています。本調査とあわせて実施した住警器の維持管理状況調査では、調査を行った世帯の約26%で調査から半年以内に点検が行われており、調査時を含め作動確認を行った世帯の約1%で住警器の電池切れや故障が確認されました。現在各世帯に設置されている住警器の多くは、今後数年以内に設置後10年を経過すると考えられ、経年による住警器の電池切れや故障の増加が懸念されることから、火災時に住警器が適切に作動するよう定期的な作動確認を更に促進し、本体の交換等の必要な対応を講じていく必要があります。

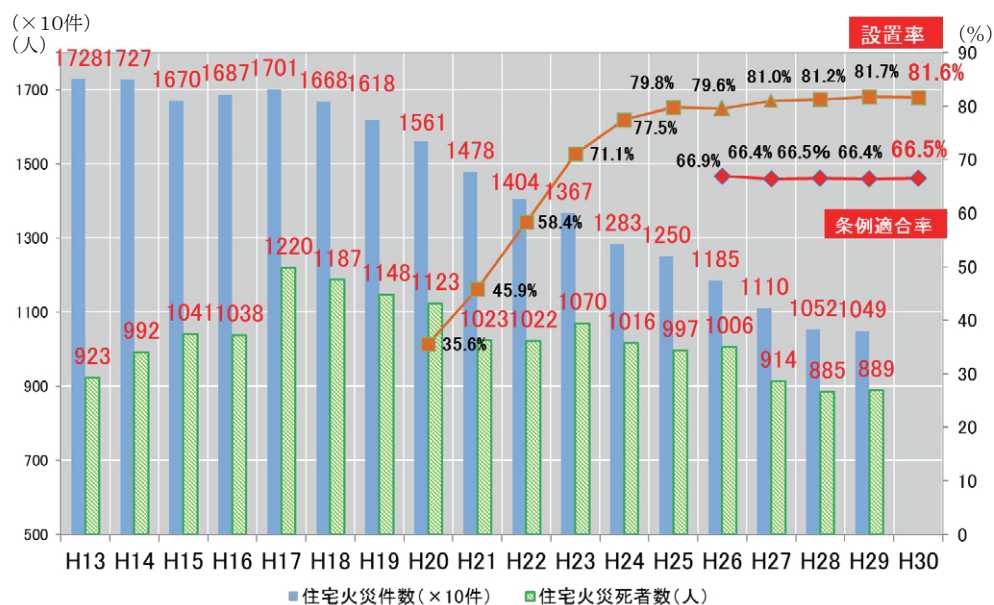
なお、本体交換の際には、住宅の構造や世帯構成に応じて火災をより早期に覚知することが出来る連動型住警器、あるいは一酸化炭素などの火災以外の異常を感知して警報する機能を併せ持つ住警器、音や光の出る補助警報装置を併設した住警器など「付加価値のある住警器」を選択することを消防庁では推奨しています。

**【表】 都道府県設置率及び条例適合率（平成30年6月1日時点）**  
 （標本調査のため、各数値は、一定の誤差を含む。）

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
全国	81.6%	66.5%	三重	77.2% (36)	68.1% (16)
北海道	82.5% (16)	64.8% (24)	滋賀	84.3% (12)	62.7% (33)
青森	77.3% (35)	61.1% (36)	京都	87.1% (7)	69.0% (13)
岩手	86.2% (8)	66.2% (22)	大阪	84.3% (12)	75.6% (5)
宮城	90.5% (2)	62.7% (33)	兵庫	85.3% (11)	66.8% (21)
秋田	81.5% (20)	68.9% (14)	奈良	80.0% (24)	74.8% (6)
山形	80.0% (24)	57.6% (40)	和歌山	79.8% (27)	60.6% (37)
福島	74.6% (43)	55.7% (43)	鳥取	82.2% (18)	64.8% (24)
茨城	71.8% (44)	59.4% (39)	島根	82.9% (14)	65.6% (23)
栃木	74.8% (42)	63.8% (30)	岡山	75.7% (40)	60.2% (38)
群馬	70.6% (45)	57.4% (41)	広島	87.4% (6)	80.4% (3)
埼玉	76.6% (38)	64.0% (28)	山口	78.6% (31)	69.1% (12)
千葉	78.6% (31)	62.7% (33)	徳島	79.3% (29)	67.8% (17)
東京	88.2% (4)	71.0% (7)	香川	76.3% (39)	63.9% (29)
神奈川	82.4% (17)	69.8% (9)	愛媛	80.0% (24)	68.2% (15)
新潟	85.6% (10)	67.5% (19)	高知	67.8% (46)	51.2% (45)
富山	85.7% (9)	69.5% (11)	福岡	80.8% (21)	69.6% (10)
石川	87.9% (5)	84.3% (2)	佐賀	75.0% (41)	53.8% (44)
福井	95.1% (1)	85.7% (1)	長崎	78.3% (33)	48.0% (46)
山梨	77.0% (37)	67.3% (20)	熊本	80.5% (23)	63.3% (32)
長野	82.6% (15)	64.1% (26)	大分	80.7% (22)	67.6% (18)
岐阜	79.5% (28)	63.4% (31)	宮崎	82.2% (18)	70.7% (8)
静岡	77.9% (34)	64.1% (26)	鹿児島	88.8% (3)	80.2% (4)
愛知	79.1% (30)	57.2% (42)	沖縄	58.1% (47)	44.4% (47)

（ ）内は、設置率等が高い都道府県から順に番号を付している。

**【グラフ】 住宅用火災警報器の普及と住宅火災の状況**



※住宅火災件数は、「放火」を除く。

※住宅火災死者数は、放火自殺者等を除く。

**問合わせ先**

消防庁予防課予防係 柏原、小河  
 TEL: 03-5253-7523